

木造公共施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産材の利用を促進するため、木造公共施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 この要綱で対象とする事業は、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号）に基づいて実施する事業とし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助率)

第3条 知事は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じた額を助成額の上限とし、予算の範囲内で補助するものとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添付して、別に定める日までに知事に提出すること。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この交付金には、次の（1）から（4）までの条件を付すものとする。

（1）補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める重要な変更）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。

（2）補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けな

なければならない。

- (3) 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。
- (4) 補助事業者が(1)から(3)までの条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに、知事に事業着手報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月30日現在において、事業遂行状況報告書(第6号様式)を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、木材使用量に係る使用証明書(第7号様式)及び山梨県産材認証センターが交付する県産材管理票(県産材納入証明書)の写し又は山梨県産材認証センターが発行する県産材証明書を添付し、実績報告書(第8号様式)を知事に提出すること。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行なう現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

- 2 前項に定める概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第10号様式)を知事に提出すること。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの)

について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、知事が別表3に定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は木造公共施設整備事業費補助金財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（検査）

第12条 知事は、必要があると認めるときは実地検査を行うことができる。

（書類の保存）

第13条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める木造公共施設整備事業実施要領によるものとする。

附 則

この要綱は平成15年 7月11日から施行する。

この要綱は平成17年 5月20日から施行する。

この要綱は平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は平成21年 3月 4日から施行する。

この要綱は平成26年 7月 1日から施行する。

この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は平成29年 4月 3日から施行する。

この要綱は平成30年 5月16日から施行する。

この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業種目	補助対象経費	補助事業者	重要な変更
木造公共施設整備	木造公共施設、木質内装、木製外構施設、附帯施設の整備に要する経費。	市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる施設の整備主体	補助対象経費の増又は20%を超える減

別表 2

事業種目	補助率
木造公共施設整備	定額（2分の1以内） ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）

別表 3

施設名	転用制限基準	補助金の返還範囲
駐車場 （附帯道路を含む）	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設では初期の目的を達成することが困難となったとき。	全部又は一部

第1号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
名 称
代表者氏名

印

木造公共施設整備事業費補助金交付申請書

年度において、木造公共施設整備事業を次のとおり実施したいので、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 県補助金の額
- 2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 事業の内容

施設の名称	
建設場所	
事業量（建築面積）	
事業量（延床面積）	
構造	
着工（予定）年月日	
完成（予定）年月日	

(2) 木材使用内容

部 材 名	樹 種	材 積	備 考
		m ³	
合 計		m ³	

※ 備考欄に県産材、県外産材、外材の別を記入する。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収 入

経費の区分	予 算 （ 精 算 ） 額			計
	県補助金	市町村費	そ の 他	
計				

(2) 支 出

経費の区分	予算（精算）額	積 算 基 礎	備 考
計			

6 添付書類

(1) 補助金交付申請書には事業計画書を添付すること。

(2) 補助金実績報告書には請負契約書の写し、検査調書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

(申請者) 殿

山梨県知事

木造公共施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木造公共施設整備事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第5条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった木造公共施設整備事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第3号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
名 称
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった木造公共施設整備事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

○変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（第1号様式 3～5 による）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

○中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 番 号で額の確定を受けた木造公共施設整備事業費補助金について、次のとおり報告します。

- 1 事業実績額
金 円

- 2 申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

- 3 添付書類
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
 - (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し
 - (3) その他参考となる書類

第5号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
名 称
代表者氏名

印

木造公共施設整備事業着手報告書

年度木造公共施設整備事業を実施するにあたり、次のとおり着手したので報告します。

施設名 事業量（建築面積） 事業量（延床面積） 事業費 県補助金 請負金額	
工 期 請 負 者 建設場所 そ の 他	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完成（予定） 年 月 日

※ 契約書、工事工程表、設計書、設計図面等関係書類を添付する。

第6号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

名 称

代表者氏名

印

木造公共施設整備事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、9月30日現在の事業遂行状況を次のとおり報告します。

区分	計 画		遂行状況			支出済額 円	概算払い 受領済額 円	備 考
	事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了 予定 年月日	進捗率 %			
森林整備・林業等振興整備交付金	木造公共建築物等の整備							

使用証明書

部 材 名	樹 種	材 積	備 考
		m ³	
合 計			

※備考欄に県産材、県外産材、外材の別を記入する。

上記のとおり使用しました。

年 月 日

(申請者)
名 称
代表者氏名 殿

請負者 住 所
名 称
代表者氏名 印

第 8 号様式

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
名 称
代表者氏名

印

木造公共施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった木造公共施設整備事業を次のとおり実施したので、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定によりその実績を報告します。

(以下第 1 号様式に準ずる。)

第 9 号様式

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

木造公共施設整備事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造公共施設整備事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり確定する。

記

交付確定額 金〇〇〇〇円

第10号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
名 称
代表者氏名 印

木造公共施設整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった木造公共施設整備事業補助金について、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算請求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名
預金種別・口座番号
口座名義

(注) 「出来高調書」を添付する。

第 1 1 号様式

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

(申請者)
名 称
代表者氏名

印

木造公共施設整備事業費補助金財産処分承認申請書

年度木造公共施設整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、木造公共施設整備事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類